

「志田周子の生涯を銀幕に甦らせる会」会則

(目的及び名称)

第1条 大井沢地区のみならず西川町、ひいては山形県の宝と言える「人間－志田周子」の功績や生き方を、改めて地域資源としてとらえ、地域振興や町づくり、県政発展に活用していくとともに、後世に伝えていくことを目的として、その生涯を映画化する事業に取り組んでいくために「志田周子の生涯を銀幕に甦らせる会」を設置する。

(所在地)

第2条 この団体を次の所在地に置く。

山形県西村山郡西川町大字間沢280 西川交流センター「あいべ」内

(組織)

第3条 本会は、「志田周子」に由来のある方、また、関係する各種団体・機関、及び目的や趣旨に賛同する団体や個人等をもって構成する。

(役員及び任務)

第4条 本会に次の役員を置く。

| | |
|-------|-------|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 若干名 |
| 理事 | 20名程度 |
| 監事 | 2名 |
| 事務局長 | 1名 |
| 事務局次長 | 若干名 |
| 事務局員 | 若干名 |

- 2 会長は、会務を統括し、本会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 理事は、会務について審議と決定をし、これらの執行に当たる。
- 5 監事は、会計事務を監査する。
- 6 事務局長は、本会の事務を掌理する。
- 7 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 事務局員は、会務に従事する。

(役員選出及び任期)

第5条 本会の役員選出に当たっては、次項以降に定めることとし、任期は目的を達成するまでとする。

- 2 会長、副会長は、理事会の推薦により、総会の承認を受け決定する。
- 3 理事は、関係する各種団体・機関、及び目的や趣旨に賛同する団体や個人等から推挙される者をもって選出する。
- 4 監事、事務局長、事務局次長、事務局員は理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(顧問及びアドバイザー)

第6条 本会に、活動に関する参考意見や助言をもらうために顧問及びアドバイザーを置くことができる。

(会議)

第7条 本会の会議は、総会、理事会とし、会長が招集し、会議の議長となる。

(議決)

第8条 本会の会議は、出席人員によって開催し、議決は出席者の過半数をもって決定する。

(会計)

第9条 本会の経費は、映画制作に対する寄付金、賛助金、補助金、その他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(庶務)

第10条 本会の庶務は、西川町教育委員会生涯学習課において処理する。

(設立年月日)

第11条 本会の設立年月日は平成25年2月16日とする。

(委任)

第12条 この会則に定めるもののほか、本会に関する必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成25年2月16日から施行する。